

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令要綱

第一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行に伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）について普通地方公共団体の委員会等が定年前再任用短時間勤務職員の任用等の基準に関する規則の制定等を行う場合に当該普通地方公共団体の長への協議を要することとする等関係政令の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めること。

第二 この政令は、令和五年四月一日から施行すること。